次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　その地域において通常行われる有害動植物の防除及び施肥と比較して化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに次に掲げる技術のうちいずれか一以上のものを組み合わせて用いる農業に関する技術 イ　土壌への炭素の貯留に資する堆肥を農地に施用する技術 ロ　緑肥作物を栽培して農地に施用する技術 ハ　土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を農地に施用する技術 ニ　有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものに関する技術 （削る） 二・三　（略）	一　その地域において通常行われる有害動植物の防除及び施肥と比較して化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに次に掲げる技術のうちいずれか一以上のものを組み合わせて用いる農業に関する技術 イ　土壌への炭素の貯留に資するたい肥を農地に施用する技術 ロ　緑肥作物を栽培して農地にすき込む技術 ハ　畝のうち播種を行う部分のみを耕うんする技術 ニ　水稲の生育中期に水田を通常より長期間干す技術 ホ　水稲収穫後の作物残さを秋季にすき込む技術 二・三　（略）

○農林水産省告示第五百十七号

土地改良法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十四号）、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第百三十九号）、土地改良法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百五十九号）及び土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年農林水産省令第十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号（土地改良法第八十六条第二項等の農林水産大臣の指定する者を定める件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日　　農林水産大臣　江藤　拓

昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号等の一部を改正する告示

（昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号の一部改正）

第一条　昭和四十七年農林省告示第二千二百三十一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正後	改正前
土地改良法第八十六条第二項、第八十七条の二第六項（同法第八十八条第十四項において準用する場合を含む。）、第八十七条の三第六項（同法第八十八条第十八項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十七条の四第二項（同法第八十八条第十九項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第八十八条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣の指定する者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略）	土地改良法第八十六条第二項、第八十七条の二第六項（同法第八十八条第十四項において準用する場合を含む。）、第八十七条の三第六項（同法第八十八条第十八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の四第二項（同法第八十八条第十九項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）及び第八十八条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣の指定する者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略）

（昭和四十七年農林省告示第二千二百三十四号の一部改正）

第二条　昭和四十七年農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		改正前	
負担金の区分	支払の方法	負担金の区分	支払の方法
（略）	（略）	（略）	（略）

一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

一　土地改良法施行令（以下「令」という。）第五十二条第一項第二号の二に掲げる事業に係る負担金についての令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。